

議案第 22 号

梅園・閑馬・下彦間辺地総合整備計画の変更について

梅園・閑馬・下彦間辺地総合整備計画を次のとおり変更することについて、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和 37 年法律第 88 号) 第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 14 日提出

佐野市長 金子 裕

梅園・閑馬・下彦間辺地総合整備計画書

栃木県佐野市 梅園・閑馬・下彦間辺地
(辺地の人口 2,224 人 面積 30.45k㎡)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 栃木県佐野市梅園町、閑馬町及び
下彦間町 |
| (2) 地域の中心の位置 | 栃木県佐野市閑馬町 186 番地 8 |
| (3) 辺地度点数 | 111 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

梅園・閑馬・下彦間地区は、本市の中心地から約 1.1km 北方に位置し、
農林業を主要産業とする自然豊かな山間地帯である。森林資源に恵まれ
ており、村づくり団体による地域おこしの取組が活発に行われているが、
若年層の市街地への流出に歯止めがかからず、過疎・高齢化が問題とな
っている。

市道 105 号線は、閑馬地区において、当該地区と県道桐生田沼線を
結ぶ重要な道路となっているが、幅員が狭い箇所や見通しが悪い区間も
あることから、利用者にとって安全で快適な通行に支障を来している状
況である。そのため、現況道路の拡幅を行うことにより、安全かつ快適
に市内を移動することができる道路の整備を行う必要がある。

また、梅園・閑馬・下彦間地区における医療については、高齢化に伴

い当地域内の新合診療所を利用する患者数も多いことから、診療所の運営は必要不可欠である。当該診療所では効率的な運営のため電子カルテを導入しており、医師の負担や患者の待ち時間の軽減に寄与している。この電子カルテは令和7年度で耐用年数が経過することから、診療所の安定した運営や地域住民の安心した生活を維持するため、更新が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道105号線	佐野市	208,400	0	208,400	208,400
新合診療所	佐野市	5,000	0	5,000	5,000
合 計		213,400	0	213,400	213,400

新合診療所を追加

理 由

梅園・閑馬・下彦間辺地総合整備計画を変更したいので提案するものです。

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律抜粋

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関

- する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。
- 2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （１） 整備しようとする公共的施設
 - （２） 整備の方法
 - （３） 整備に要する経費とその財源内訳
 - 3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - （１） 整備を必要とする辺地の事情
 - （２） その他総務省令で定める事項
- 4－7 …省 略…
- 8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。